

(案)

番 年 月 号 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成28年1月に制定し、同年7月及び平成29年6月に改定を行った「電力の小売営業に関する指針」(以下「本指針」といいます。)については、連系線の利用に関する間接オークションの導入、及び非化石価値取引市場の創設等に鑑みて、電源表示等に係るルールを整理する必要があること等から、その内容について見直しを行う必要があります。

については、本指針に関し、別添の新旧対照表のとおり改定を行うことについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。